

相続分野の民法改正が成立（2018.7） 大幅改正点があります

日本社会の高齢化が進捗し、相続時点での配偶者等法定相続人の年齢も相対的に高齢化している等の状況に対応するため、民法の相続に関わる法律が55年ぶりに大きく改正されました。2018年7月6日に改正法が成立し、公布から1年内に施行される予定ですが、一部の法律は6ヶ月以内に施行されます。今後の相続の実務に大きく影響すると見られますため、改正項目のうち重要な点をご紹介します。

1 預貯金の仮払い制度等の創設（新民法 909 条の2 関係）（2019.7 までに施行予定）

現在は相続が発生すると、亡くなった方の預貯金は引き出せなくなり、葬儀費用など当座に必要となる支払資金を確保するのに非常に不便な状況がありました。今回の改正で、法定相続人がそれぞれ単独で、預貯金口座残高の1/3に対して法定相続割合分を払い戻せるようになります。



例:預金残 600 万円、子供2人のみ(各人の法定相続割合:1/2)の場合、下記の額が戻せる上限となります。
 $600 \text{ 万円} \times 1/3 \text{ (上限割合)} \times 1/2 \text{ (法定相続割合)} = 100 \text{ 万円}$

2 自筆証書遺言の方式緩和（新民法 968 条関係）（2019.1.13 までに施行予定）

現行法の自筆証書遺言は、遺言書の全てを自分で書く必要があり、高齢者にとって負担が非常に大きく使い難い方式です(このため弊事務所では公正証書遺言を推奨してきました)。

改正法では、本文は自筆で書きますが、財産明細(目録)をパソコンで作成し、本文から参照する等の方式で良いこととなります。通帳等のコピー添付でも良いので、非常に使いやすくなります。

また下記3の「法務局における遺言書の保管制度」を合わせれば、費用も安く効果的な遺言ができると思われれます。

3 法務局における自筆証書遺言書の保管制度の創設（遺言書保管法）（2020.7 迄に開始予定）

自筆証書遺言書を自宅で保管すると、紛失・廃棄・盗難等のおそれがあり、相続をめぐる紛争を招くリスクがあります。新たな制度では、法務局が本人の申し出により自筆証書遺言書を保管また画像データ化して保管し、全国どこでも照会可能で、「遺言書保管の有無」の照会も可能です。



また相続発生時に相続人の一人が交付・閲覧請求した場合、法務局が他の相続人に通知してくれるほか、家庭裁判所での検認が不要となる点でも、非常に使い勝手の良い制度になると期待されます。

4 遺留分制度の見直し（以下、2019.7 までに施行予定）

現行法では、遺留分減殺請求権を行使し、例えば自社株がその対象になった場合、自社株を相続した者と請求者とが共有状態になり、金銭の支払いでの弁済・解消は例外的な取り扱いとなっています。改正法では遺留分について「物権」ではなく、遺留分侵害額に相当する「金銭債権」になります。株式の議決権等の争いに持ち込まれないようになることと期待されます。

5 その他

「配偶者居住権」や「相続人以外の者の貢献による請求権」が創設されました。しかし制度利用がうまくできるか個々の状況があるため、なかなか難しいことのように思われます。

@ 10月の予定

- 10/10・9月分源泉所得税
 - ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 10/31・8月決算法人の確定申告
 - ・11,2,5月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

